

# 「河合のまち貸します・あなたの企画買います」実施要領

## 1.目的

河合町にある町有施設（ホール・会館、校舎、庁舎、公園など）を、町内外の主催者が自ら企画し実施するイベントに対して無料で貸し出し、多くの若者に河合町へ来てもらうことで町の魅力を発信し、にぎわいと活力を生み出すことを目的とします。

## 2.町の環境

河合町は奈良県の北西部に位置し、飛鳥川・佐保川・富雄川など多くの川が大和川に合流する地にあります。これが町名の由来で、古くから大和川の舟運の発達とともに、経済や文化の結節地として栄えました。

昭和40年代中頃から大規模な住宅開発が進み、町内に西名阪自動車道の法隆寺インターがあり、ターミナル駅であるJR王寺駅に接続する私鉄の3駅もあることから、大阪都市圏へのアクセスに恵まれている人口約1万7千人の町です。

町内には国の指定史跡である大塚山古墳やナガレ山古墳など多くの古墳や歴史的な遺産があり、古代のロマン溢れるところです。現在は、昔ながらの田園風景や町並み、県立馬見丘陵公園など丘陵部分の「緑」、そして整然とした市街地がバランスよく存在し、住みやすく心なごむ町となっています。そんな環境で育った町民はおおらかで情が深く、温かい人がたくさんいます。

## 3.応募資格

次のすべてを満たす企画とします。

- ① 町の魅力向上や活性化につながるものであること
- ② 幅広く住民を対象とし、概ね10名以上の参加が見込めるものであること
- ③ 主催者のみで企画運営が全て行われるものであること
- ④ 主催者の主たるメンバー及び参加者が概ね18歳から40歳未満であること
- ⑤ 営利を主たる目的としたものでないこと
- ⑥ 宗教活動や政治活動でないこと
- ⑦ 犯罪行為でないこと
- ⑧ 主催者が暴力団やその関係者でないこと
- ⑨ 法令や公序良俗に反しないこと

- ⑩ 町民の迷惑行為とならないこと
- ⑪ 町の信用や品位を害するおそれがないものであること
- ⑫ 公衆衛生やイベント保険の加入等の安全対策について、十分な対応がとられていること

#### 4. 応募方法

応募用紙(様式1)に必要事項を記載して、河合町役場まで提出して下さい。  
未成年者が代表者(責任者)となることはできません。

#### 5. 応募期日

毎年3月末日までの年度内で随時受け付けしていますが、イベント開催予定日の概ね2ヶ月前までに応募してください。また、年度内であっても応募を中止する場合があります。

#### 6. 応募の審査について

概ね次の点について町がヒアリングを行い審査し、代表者(責任者)に採択の可否を通知します。

- ① 独創的で多くの参加者が見込めること
- ② 町ににぎわいを与えること
- ③ 発展的な活動となる可能性があること
- ④ 安全性が確保できていること

#### 7. 暴力団の排除

交付対象者または交付対象団体の会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要領に定める他の規定に関わらず、支援金を交付しないものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び河合町暴力団排除条例(平成24年12月河合町条例第16号)に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- ② 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- ③ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

## 8.その他

- ① 町有施設などは町ホームページでも概要を確認することができます。
- ② 貸し出す施設などとの調整があり、施設が希望通りに貸し出しできない場合もあります。
- ③ 国や県など他の公共団体が所有する施設についても受け付けますが、調整の結果貸し出しできない場合があります。
- ④ 町有施設以外の車両や備品は、現状復旧のための用具を除き、原則貸し出しできません。
- ⑤ 採択にあたり、この要領に記載のほか、必要に応じて一部制限をする場合があります。
- ⑥ 採択後であっても次に該当する場合は採択を取り消します。なお、これによる損害が発生しても町は責任を負いません。
  - 1) 採択後に応募資格や応募内容と相違する内容が判明した場合、あるいは町民などの迷惑行為となることが判明した場合
  - 2) その他採択後に町がイベントを実行することが不相当と認めた場合
- ⑦ 採択後に貸出施設の使用手続を行っていただきます。貸出施設に関する法令等や使用条件等も順守して下さい。
- ⑧ 企画開催にあたり、可能な範囲で町広報紙や町ホームページによる掲載を行います。
- ⑨ 使用後は施設担当職員の指示に従って後片付けや掃除をして下さい。
- ⑩ 企画等で施設を損傷あるいは損壊した場合、弁償していただきます。
- ⑪ 企画に関する書類（申請書、広報の原稿、実施時の写真提供など）は、町が指定する期限を守ってすみやかにご提出をお願いします。
- ⑫ 企画終了後、2週間以内（または毎年3月31日のいずれか早い日まで）に実施後の報告書提出をお願いします。

## 9.想定企画

### ①屋内

・ファッションショー、コンサート、講演会、講習会、鑑賞会、学年単位の同窓会、結婚式など

### ②屋外

・仮装行列、BBQ大会、大声大会、クロスカントリー、運動体験会、勉強会、コンサートなど

\*上記以外でも多彩な企画をお待ちしています。

10.提出、問い合わせ先

「河合町役場 観光振興課」

〒636-8501 北葛城郡河合町池部 1-1-1

電話 0745-57-0200

附 則

この要領の改定は令和6年5月1日から施行する。